

2) 事業者の責務と市民の役割

もう一つ循環基本法で定められた重要なことに拡大生産者責任があります。製品を製造・加工・販売するに際し、廃棄物になるべく発生しないように Reduce すること、製品等が使用済みとなり廃棄物等となったものを Reuse・Recycle (循環利用) することと、そのためにそれら製品等が使用済みとなり廃棄物等となったものを引き取り循環利用する責任も、その製品等を製造・加工・販売した事業者 (生産者等) にあるとしたことです。これが「拡大生産者責任」と呼ばれているものです。従来からの生産者がもっている製品 (商品) そのものの性能等品質に対する責任に加えて、その製品が使用済みの段階以降にまで生産者等の責任を拡大したのです。

生産者に製品のライフサイクルにおける責任を課すことで、製品から発生する環境負荷の低減を目指しています。

「環境に優しい〇〇」あるいは「エコな〇〇」であることが強調されている最近の商品づくりは商品の設計段階から始まりますが、こうした商品づくりにおける「環境配慮設計」も、事業者責任 (拡大生産者責任) の下での、製品づくりの表れと言えます。

しかしこの事業者責任は一方で、消費者である市民にも非常に重要な役割が求められます。廃棄物の循環利用とは廃棄物を新たに再生資源として生まれ変わらせ、その再生資源から新たに商品をつくることです。このためには、まず、あらゆるものが雑多に混在しているごみを再生資源として循環利用 (リサイクル) できるように、その素材毎に分別・選別することが必要不可欠ですが、それにはこれまでのごみの分別以上に細かい分別が求められます。市民のごみ出し時における細かい分別の重要さはここにあります。さらにそうしてできた再生商品が市場で売れなくては買われなくては、リサイクルは成り立ちません。

リユース (繰り返し使用) においても、ごみとして捨

てることを止めてリユースの仕組みに入れること (飲み終わった空きびんを販売店等に返すなど) やリユースされたびんのビールや詰替え商品等を積極的に選択するのも、消費者である市民の意識 (役割) にかかっています。廃棄物等の循環利用の成否は、国民 (消費者) の意識、協力の程度にかかっています。

このことを環境基本法は国民の責務として「国民は、基本理念に則り、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境保全に関する施策に協力する責務がある (第9条)」とし、さらに循環基本法では国民の責務として「製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等…国及び地方公共団体が定める施策に協力する責務を有する (第12条1項)」と定めています。国や地方公共団体に循環利用を促すための法律にグリーン購入法があります。グリーン購入とは、買い物の時にまず必要かどうかを考え、必要なときは環境負荷になるべく小さいもの (環境物品) 小さい役務 (サービス) を買うことです。グリーン購入法は、国や地方公共団体がこうした環境物品を積極的に調達することとともに、国民にもその購入に努めることを規定しています。

日々の暮らしの場における廃棄物等の循環利用、その中でのリデュース、リユースの大切さを教える際には、こうした国民 (消費者) としての役割の大切さを教えることが重要になります。

資源有効利用促進法

循環型社会を形成していくために必要な3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取り組みを総合的に推進するための法律です。